

○射撃指導員の指定及び解除に関する規程

〔平成 26 年 1 月 30 日〕
石川県公安委員会規程第 1 号

改正 令和 3 年 3 月 11 日公安委員会規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 9 条の 3 及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号。以下「規則」という。）に基づく射撃指導員の指定及び解除に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書の添付書類)

第 2 条 規則第 43 条の射撃指導員指定申請書（以下「指定申請書」という。）には、同条に定める書類のほか、別に定める書類を添付させるものとする。

(指定申請書の受理)

第 3 条 警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内の銃砲所持者から前条の指定申請書を受理したときは、当該申請書の記載事項について審査し、その結果を添付して石川県警察本部長（以下「本部長」という。）に進達するものとする。

(審査)

第 4 条 規則第 42 条第 1 項第 2 号の基準の認定は、日本クレイ射撃協会、大日本猟友会、全日本狩猟倶楽部、日本指定射撃場協会、日本銃砲火薬商組合連合会及び日本ライフル射撃協会の加盟地方団体（以下「推薦団体」という。）が推薦した者については、当該推薦の内容を参考として行い、その他の者については、申請者に面接して行うものとする。

2 規則第 42 条第 1 項第 4 号の基準の認定は、同項第 1 号から第 3 号までの基準に適合する者について、別に定める筆記試験の成績を参考として行うものとする。

なお、成績の認定基準はおおむね 8 割以上の正解率とする。

3 規則第 42 条第 1 項第 5 号の基準の認定は、技能講習や射撃練習により射撃を行った指定射撃場管理者の推薦の内容を参考として行うものとする。

(指定数)

第 5 条 本部長は、石川県内におけるライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持者数並びに指定射撃場における射撃指導員の数等を参考として適正な数の射撃指導員を指定するものとする。

(射撃指導員の業務の範囲等)

第 6 条 射撃指導員は、射撃場の安全管理及び射撃競技の向上のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定射撃場におけるライフル銃、ライフル銃以外の猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）の射撃選手若しくはその候補者又は一般の射撃練習者に対する標的射撃の指導
- (2) 前号の指導を行うに当たり、指導を受ける者の猟銃等を所持して行う必要な指導及び故障の排除

2 前項の指導のための所持は、射撃指導のため必要な最小限の範囲で行い、その際の猟銃等の発射は、原則として当該指導を行う射撃指導員が所持する実包を用いなければならない。ただし、特に必要と認める場合は、必要最小限度において、当該指導を受ける者が所持する実包を用いることができるものとする。

(活動結果等の報告)

第7条 射撃指導員は、第6条の規定による標的射撃の指導を行ったとき又は各種講習会で講義を行ったとき若しくは推薦団体等が開催した研修会等を射撃指導員として受講したときは、その都度、射撃指導員活動記録(別記様式)を作成し、翌月5日までに住所地を管轄する署長に提出するものとする。

2 署長は、射撃指導員から前項に規定する報告を受けたときは、当該指導員に適切な助言及び指導を行うとともに、速やかに射撃指導員活動記録の写しを生活安全部生活安全企画課長に送付するものとする。

(射撃指導員としての適格性の維持)

第8条 射撃指導員は、適格性を維持するため、本部長が指定する研修を受講し、研修時に実施される考査を受けるものとする。

(解除基準)

第9条 規則第42条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合をいう。

- (1) 規則第42条第1項第2号 銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令又は他の法令違反で検挙された場合、射撃指導員として相当な人格識見を有しないと認める場合又は推薦団体から推薦を取り消された場合
- (2) 規則第42条第1項第4号 前条に規定する考査を受けない場合又は考査の正解率がおおむね8割に満たない場合
- (3) 規則第42条第1項第5号 推薦団体から推薦を取り消された場合

2 射撃指導員が自ら指定の解除を申し出た場合は、その指定を解除するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、射撃指導員の指定等に関する細部的事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3の規定に基づく射撃指導員の指定並びに解除に関する規程(昭和53年石川県公安委員会規程第4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年3月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第7条関係）

射撃指導員活動記録

射撃指導員氏名			
活動年月日			
活動射撃場名			
指導銃種		<input type="checkbox"/> ライフル銃 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> HR銃 <input type="checkbox"/> 空気銃	
指導対象者氏名			
指導内容等	教習	操作	内容
		射撃	内容
	練習	操作	内容
		射撃	内容
	研修等の受講		

- ※ 活動した日ごとに作成してください。
- ※ 指導内容は具体的に記載してください
- ※ 記載内容について管理者の確認を受けてください。